

令和 2 年 1 0 月 2 2 日 開 会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和 2 年 1 0 月 2 2 日 ( 木 )

午後 1 時 3 0 分開会

場 所 米子市淀江支所 第 3 会議室

- 1 開 会
- 2 協議事件
  - ・ 鳥取県西部広域行政管理組合議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
- 3 そ の 他
- 4 閉 会

~~~~~

出 席 委 員 (5 名)

委員長	今 城 雅 子	副委員長	杉 谷 洋 一
委 員	戸 田 隆 次	委 員	足 田 法 行
委 員	山 本 芳 昭		

~~~~~

## 欠 席 委 員 ( 0 名 )

~~~~~

出 席 議 員 (2 名)

副議長	森 岡 俊 夫	議 員	岩 崎 康 朗
-----	---------	-----	---------

~~~~~

## 当局出席者

事務局長 三上 洋

~~~~~

事務局の職員

書記長 針田 智子 書記 堀尾 周作

~~~~~

## 1 開 会

(午後1時30分 開会)

○今城委員長 ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

~~~~~

2 協議事件

○今城委員長 それでは早速ですが、日程2、協議事件に入りたいと思います。鳥取県西部広域行政管理組合議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを議題としたいと思います。

当局からの説明を求めます。

○針田書記長 委員長。

○今城委員長 はい、針田書記長。

○針田書記長 書記長の針田です。本日はよろしくお願いします。座って失礼をいたします。組合議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定につきまして、ご説明いたします。事前にお送りいたしました2枚ものの資料をご覧くださいませでしょうか。1枚目は改正の理由と概要を、2枚目は現在新旧対照表方式となっております規則の本文を記載したものでございます。

この度の改正は、本組合議会の会議の傍聴人の安全確保を図るため、新型コロナウイルスの感染防止対策を講ずる必要がある場合において、議長の判断により傍聴人の定員を変更できるように、所要の整備を行おうとするものでございます。

新型コロナウイルスの感染防止対策につきましては、本組合議会におきましても、マスク着用の呼びかけ、手指の消毒のためのアルコール液設置など、随時実施しているところでございますが、会議室で開催いたします各委員会につきましては、現行規則におきましても比較的柔軟な

対応が可能であるものの、議場における一般傍聴人の定員は１７人と議場の座席数で固定されていることから、傍聴人の定員を変更することで、傍聴人同士の間隔を広く取ることができるようにしようとするものでございます。

内容でございますが、第３条において議長が必要と認めるときは、定員の１７人を変更できるよう、ただし書きを加えております。

ただし書きには人数の明記はございませんが、固定の１７席を１席おきにお使いいただくことといたしまして、９人を定員とすることを想定いたしております。

次に、第４条第３項で規定しております傍聴希望者が定員を超えた場合の抽選の取扱いにつきまして、定員変更後も変更後の定員を基準として同様に抽選を行えるよう所要の改正を行っております。

また、第１２条で規定しております委員会の会議の傍聴に係る準用につきましても、読み替えに齟齬がないよう所要の改正を行っております。

施行期日につきましては、公布の日からといたしております。

この傍聴規則は、地方自治法第１３０条第３項の規定によりまして議長の専決事項となっておりますので、議会での議決は不要でございます。

本委員会で御協議いただきましたのち、現在議長は空席ですので、副議長の決裁を受けましての公布を予定いたしておりまして、来月１９日の組合議会定例会では、改正後の傍聴規則での対応をさせていただきたいと考えております。

また、本日の委員会開催に先立ちまして、全議員の皆様はこの資料をお送りいたしておりますが、現時点で特段のご意見はいただいておりますことをご報告いたします。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今城委員長 事務局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、ご意見を求めます。

ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○今城委員長 そういたしますと、お諮りをいたします。

鳥取県西部広域行政管理組合議会傍聴規則の一部を改正する規則の制

定につきましては、原案のとおりで差し支えないものとするので、皆様御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしとのことでございますので、そのようにさせていただきますと思います。

~~~~~

### 3 そ の 他

○**今城委員長** その他、ございますでしょうか。

○**戸田委員** 委員長。

○**今城委員長** はい、戸田委員。

○**戸田委員** その他がないので、発言させていただいてよろしいでしょうか。

○**今城委員長** 皆様から何かご意見があれば、ということですので。ありますか。

○**戸田委員** よろしいですか。

○**今城委員長** よろしいでしょうか。

○**戸田委員** じゃあ、協議案件の別として、2点ほど私のほうから意見を申し上げたいというふうに思います。

あの、議長が、11月19日に定例会を開かれるわけですが、その間ずっと5か月間空席である。特別地方公共団体においてこれは適切であろうかどうかと。私はそう思います。やはり臨時会を招集されて、速やかに議長の選任を私は諮るべきだと思っております。そういうふうな手続きを、当局も、きちっと対応されることを私は望みたい。従前はそのように臨時会で招集をかけて、速やかに議長を選任しとったと私は理解しております。

もう1点は、昨日ですか、うなばら荘のサウンディング調査の結果について通知がありました。一昨日ですか。翌21日に組合のホームページに掲載するという記載があったんですが、私は閉会中の委員会の取扱いについて、どのように本当に当局は考えておられるのか。この状況であれば、私は議会が形骸化を起こすというふうに危惧しております。うなばら荘の案件についても、議会で私も提案させていただいて、民間譲渡、いろいろな多方的な考え方を議論させていただいたんですが、その状況のなかで初めてサウンディング調査をされると。やはりサウンディ

ング調査をされた内容というのは、今日、傍聴されておられますけど日吉津の議長さん。やはり相当な私は注視をしていかなければならないと。これからのうなばら荘の行く末を左右する大きな問題である。

もう1点、ごみ処理の構想計画、これについてもメディアで私は知りました。なぜ10月までに町村からそういう回答を得ねばならないのか、というような申し入れがあったというふうに側聞するわけですけど、これも皆さんご承知のとおり共同処理事務の中に、南部町、伯耆町、日野町3町が入っておらない。そういう型の中で今後の基本計画なり実施計画を策定するにあたっては、これは必須条件ですよ、というような中身であろうと私自身は認識しとるんです。そういうふうな中で、メディアで私たちが情報を知る前に、やはり当局の考え方、当局と議会と議論しながら、いいものを作っていくのが本来のあり方だと思うんですよ。

もう1点、私申し上げると消防事務について。事故があった、通知があった、じゃあ今後の対応はどうなんですか。私、消防局について何回も議論しました。考えてみてください。ポンプ車が壊れたんですよ。身体生命財産を守るのが消防局のあり方なんですよ。資機材の欠落は、常備消防力の減退につながるんですよ。その内容を何も示されない。そういうふうな3つの大きな案件を抱えておきながら、閉会中の委員会を開いて報告なり、当局の今の対応の仕方、今後の対応方針、それらを示されて、私は議論すべきだと思いますよ。つながっていけば、西部圏域24万人の方々を置き去りにしておる行政になりかねませんよ。私はそういうふうな総合的な観点から考えれば、やはり、閉会中の委員会を積極的に私は開いて、やはり情報公開なり、委員以外との意見交換を私はやるべきだと思います。そういうような私の考え方を申し述べさせていただいて、できれば、議運の委員長さんと当局とのコンセンサスを持っていただいて、今後のあり方について方向性を私は示唆していただければ、というふうに願うものでございます。よろしくお願いします。

**○三上事務局長** 委員長。

**○今城委員長** 三上局長。

**○三上事務局長** ご指摘、ご助言をいただきまして大変ありがとうございます。まず、議会運営におきまして議長が長い期間不在だということのご指摘でございます。近年の慣例というような形でこういうような流れになっておりましたが、今、戸田委員さんがおっしゃいますように、実際の議会運営、また広域の諸々の事業を展開するうえにおいて、本当におっしゃるとおりでございます。今回につきましては、もう次の議会開会月が来月というような状況になっておりまして、このタイミングで今回については臨時議会を開くかどうかというところはまた、ご相談な

りをさせていただくことになろうかと思えますけども、次回以降、不在につきましてはですね、ご指摘ご助言をいただきました点を踏まえまして、議長が欠けることがないように対応していきたい、というふうに議会担当のほうとも今後の運営につきまして整理をさせていただけたら、というふうに考えております。

それから、閉会中の常任委員会の開催についてでございます。これも近年、お恥ずかしいことでございまして、なかなか閉会中の常任委員会を開いて、議会の皆様に議員の皆様へ報告、情報提供させていただく、というようなこと、またご意見いただくということができておりませんでした。今まさにご指摘をいただきましたように、西部広域におきましては、非常に大きな問題が山積みとなっております、それぞれの案件が大きく動いていくタイミングということで、当局、私共のほうもそのような認識をさせていただいております。正直申し上げますと、今、議会開会日程に合わせて当局のほうも事務を進めているということで、若干進めにくさといいますか、スピード感に疑問を持つようなところもございましたので、今いただきました閉会中の常任委員会開催に向けましてですね、また議運の委員長さんとよく相談させていただきまして、またそれぞれの常任委員会の委員長さん、もしくは議長さん等々にご相談させていただきましてですね、適切な対応になるように考えてまいりたいというふうに思っております。ただ、11月から本議会がございまして、12月は市町村の議会、それから1月、2月は広域の臨時会、定例会、それから3月は市町村の議会というようになりますので、その間につきましては、随時開催という形になろうかと思えますけど、新年度からは広域の議会がない月、それから市町村の議会がない月におきましては、様々なやり方があるかと思えますけども、あらかじめ日程調整をさせていただいたうえで開催ですとか、そのようなことも検討させていただけたらというふうに考えておりますし、戸田委員さんよくご存じかと思えますが、広域の場合、9市町村での正副の議論というところがセットになって議会のほうまでお話をしていくということもございまして、その正副の開催につきましてもですね、十分調整をさせていただきながらですね、今お話がありました閉会中の常任委員会を開催させていただきまして、広域行政におきましても円滑な事務が推進できますように、そういう体制を考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○副議長（森岡俊夫） 委員長。

○今城委員長 森岡副議長。

○副議長（森岡俊夫） すいません。発言を許していただければと思っ



ております。

今、戸田委員がおっしゃったことは誠にそのとおりであるな、というふうに私も思います。先ほど、局長が申しましたようにですね、臨時会を速やかにすることも、これは必要であろうというふうに思いますし、それから、まさにですね、常任委員会だけでなく特別委員会、これ、先ほど戸田委員のほうからも出ましたが、ごみ処理の問題だとか、そういった住民にとってはですね、非常に大きな問題を抱えておりますので、常任委員会だけでなく特別委員会も常にそういう新しいことがあればですね、委員会を開けるような形が私も望ましいのかなあ、というふうに思っております。で、今、議長が不在ですので、また委員会条例とか規約の問題だとかそういった問題につきましてはですね、私とそれから局長のほうとそれから今城委員長とですね、また相談させていただいて、どのような形が望ましいのか、きちんと道筋を立てていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いしたいと。

**○今城委員長** ほかに皆様何かございませんでしょうか。そうしましたら今、課題の提起等もしていただきましたし、また御答弁、また考え方も示していただきましたところです。私たちも手元には皆さんもお持ちだと思いますが、委員会条例ですとか議会の開会条例ですとかいうものは、様々内容も検討していかなければならないことも多分今後出てくるのではないかと思いますので、議会運営委員会として皆様も少し検討していただいてご意見ございますようでしたら、今後ともよろしく願います。また、委員会につきましては、現在の状態で言いますと、特別委員会も含めまして委員会の開催について事務局から何時何時どんな内容の委員会が行われるということは、全議員に連絡いただいているようなこともございますので、重要な案件があるということでしたら、お忙しいなかではございますが傍聴という方法を取っていただいて、状況を把握していただいたり、情報を得ていただくということも各議員の皆様、また町村議員の皆様にもお願いしていきたいな、というふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~

4 閉 会

○今城委員長 あと皆様のほうからないということでしたら、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後1時 46 分閉会

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長

今 城 雅 子